

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人三和会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬・賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 役員並びに評議員等には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。